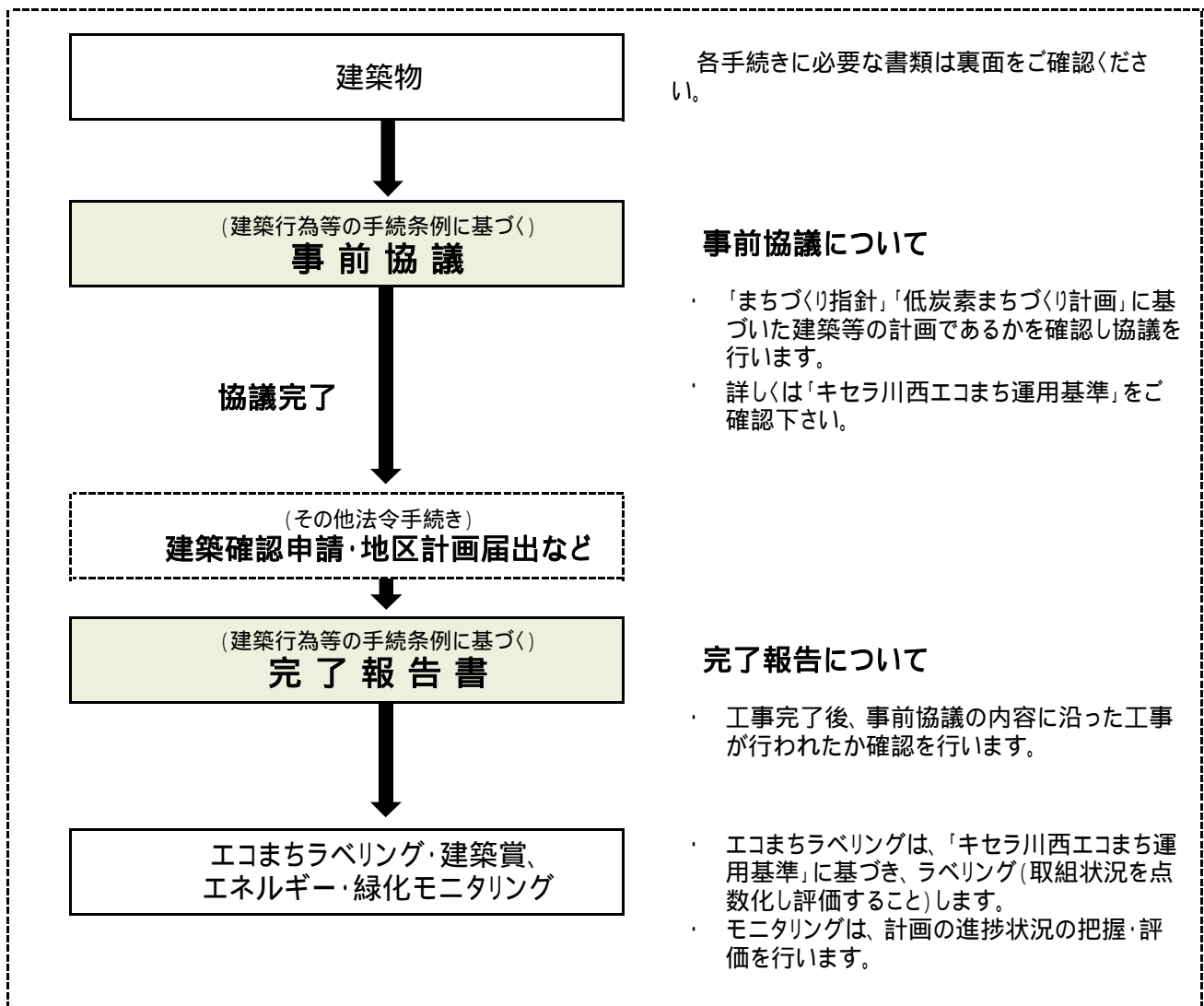


キセラ川西地区内での建築行為等のフロー

キセラ川西地区内で次の(ア)～(ウ)の行為を行う場合、「建築行為等の手続条例」による手続きが必要となります。

- (ア) 建築物の新築
- (イ) 10㎡を超える増築・改築・移転
- (ウ) 大規模な修繕、大規模な模様替え
- (エ) 特殊建築物で200㎡を超える用途変更の場合

建築行為等の手続条例の手続きの流れ



各手続()の提出図書について

裏面をご確認ください。様式等は、下記HPよりダウンロードできます。

(HPアドレス : <https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shiseijoho/machi/1008397/1003466.html>)

【お問合せ先】 土木部 公園緑地課
TEL 072-740-1185
FAX 072-740-1330